

大連市における産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

| | 1 | 2 | 3 |
|-------------|--|---|--|
| 対象 | ソフトウェア・サービスアウトソーシング | ソフトウェア | サービスアウトソーシング |
| 政策名 | 「大連市のソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業発展を更に促進する諸規定」 | 「大連市のソフトウェア産業発展特定資金の管理に関する暫定方法」 | 「大連のサービスアウトソーシング発展を促進することに関する実施意見」 |
| 主管部門 | 申請機構 企業所在区市県の情報産業主管部門（ソフトウェア及びサービスアウトソーシング企業認定） 大連市知的所有権局（特許及び集積回路配置図設計への支援申請） その他主管部門 大連市経済及び情報化委員会 大連市財政局 | 申請機構 大連市経済及び情報化委員会 その他主管部門 大連市財政局 | 申請機構 大連市経済及び情報化委員会 大連市知識産権局 その他主管部門 大連市財政局 |
| 政策の主要内容及び要旨 | <p>企業を奨励する政策</p> <p>（一）ソフトウェア製品が享受できる優遇政策と照らし合わせ、未だ優遇政策を受けていない企業に対しては、その営業収入の1%（ソフトウェア製品輸出収入については3%）に奨励金を与える。</p> <p>（二）多国籍企業が大連市で地域本部と法人を設立する場合、その利益総額から区市県の財政に入る部分について100%奨励する。</p> <p>（三）年間売上高4,000万元以上の企業が納税した、前年度に比べ増加した大連市の財政留保分と区の財政留保分の100%をそれぞれ奨励金として支給する。</p> <p>（四）企業及び園区内企業が国内外で拠点設立や企業買収をした場合、市の特定資金から30万円を超えない奨励金を与える。</p> <p>（五）企業が特許や集積回路配置図設計への支援を申請する場合、「大連市特許及び集積回路配置図設計への支援申請に関する管理方法」に基づき支援を与える。</p> <p>投資を奨励する政策</p> <p>（一）企業の主要業務に利用することを目的として金融機関から貸付金を受けた場合、銀行の金利基準に合わせ、貸付金利の30%を超えない補助金を与える。</p> <p>（二）企業が国内外で上場に向けて活動している場合、「大連市企業上場補助特定資金の管理方法」に基づき補助金を与える。</p> <p>（三）企業がリスク投資を得る場合、リスク投資総額の10%を超えない奨励金を与える。</p> | <p>資金的支援の範囲</p> <p>（一）ソフトウェア産業が発展するために必要な基礎設備環境の構築。</p> <p>（二）成長性の高い企業に対するインキュベーション、将来的に市場性が高い独自開発した知的所有権がある製品又はプロジェクトの研究開発を補助するために必要なソフトウェア企業を支援するための補助金。</p> <p>（三）ソフトウェア人材の教育訓練と募集。国際技術、管理、マーケティング人材の導入に対する特別補助金が含まれる。</p> <p>（四）ソフトウェア産業への優遇政策が規定する特別奨励金と補助金。優れたソフトウェアの管理、技術者、企業誘致や輸出販売等で突出して貢献した企業に対する奨励金と補助金、及びCMMやISO認証を得た企業に対する奨励金が含まれる。</p> <p>資金的支援の方法</p> <p>ソフトウェア資金は補助金、金利補助及び奨励金等として支援する。</p> | <p>産業の重点的發展方向</p> <p>（一）業務プロセスアウトソーシング（BPO）</p> <p>（二）組み込みソフトウェア</p> <p>（三）アニメーション及びゲーム産業</p> <p>（四）集積回路設計</p> <p>産業支援政策</p> <p>（一）サービスアウトソーシング企業が商務部が支給する資金支援政策を受けることができるよう支援する。サービスアウトソーシング企業が国際基準認定の取得、人材教育訓練と育成、及び公共技術サービス設備の建設をすることに対し、付加補助を与える。</p> <p>（二）生産性企業の貨物輸出と同等の優遇政策、サービスアウトソーシング企業の設備輸入に対する輸入関税及び輸入増徴税の免除、サービスアウトソーシング企業への国家规定条件に適った固定資産の減価償却期間の短縮、国家の所得税関連減免優遇政策のような国家関連部門が提供する納税優遇政策を享受できるよう支援する。</p> <p>（三）サービスアウトソーシング企業が独自開発知的所有権をもつことを奨励する。サービスアウトソーシング業務で重大な社会的、経済的利益を生み出した独自知的所有権プロジェクトが政府奨励範疇に入ることができるよう、企業の自主創造を奨励する。</p> |
| 適用対象 | ソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業の内資・外資企業は本政策が適用される。 | ソフトウェア産業の内資・外資企業は本政策が適用される。 | サービスアウトソーシング産業の内資・外資企業は本政策が適用される。 |

大連市における産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

| 4 集積回路 | 5 電子情報産業 | 6 アパレル |
|--|--|--|
| 「大連市集積回路設計産業化専門研究開発資金管理方法」 | 「大連市国家電子情報産業発展基金項目管理実施（暫定）方法」 | 「大連市人民政府の服装服飾産業発展支援に関する意見」 |
| 申請機構 大連市経済と情報化委員会 その他主管部門 大連市財政局 各区市県経信部門及び財政部門 | 申請機構 大連市経済と情報化委員会 その他主管部門 国家電子情報産業発展基金管理弁公室 | 申請機構 大連市発展改革委員会 大連市服装業界協会 その他主管部門 大連市財政局 |
| 資金的支援の対象 主に企業の集積回路の設計、研究開発のプラットフォームの確立を支援する。ワークステーションなどのハードウェアの導入、EDAなどのソフトウェアなどの購入、測定器具の導入、高級管理及び技術人材の招聘などを含む。 資金的支援の方式 資金は補助金と金利補助金という二種の方式を取る。 (一) 補助条件を満たす集積回路設計企業に対して、項目の実際出資額により5～10%の補助金を与える。国際的に著名な集積回路の設計会社が大連で設立した企業について、実情や財力により、重点をおいて支援することができる。 (二) 項目の補助金を取得した企業に対して、項目が完了後、生産及び研究開発の必要により新規増加した借入金に金利補助金を与える。 | 発展基金は主に無償援助、借入金金利補助と創業リスク投資の三種の方式を取る。 無償支援の方式 (一) 中小企業の研究、開発及び中間テスト段階への必要な補助に利用する。 (二) 業界内の大手企業と産業重点研究開発項目に対する必要な補助に利用する利用する。 (三) 産業の自主創出システムを確立し、産業競争力の向上に顕著な役割がある重大な項目に対し、基金は重点をおいて継続して支援することができる。 借入金金利補助方式 創外型情報技術をモデルとして社会全体に普及及び成熟型情報技術がその他業界で応用される典型的項目の借入金金利補助に利用する。 創業リスク投資方式 創業リスク投資方式は社会資本を電子情報産業へ投入するよう引導するのを主要目的として、創業初期にある創業企業に対するリスク投資に利用する。 | (一) 優勢企業が劣勢企業を合併することを支援し、服装服飾企業の国内外での上場、M&A、再編することを支援する。 (二) 企業が設計型、科技創外型、ブランド型、輸出外貨創外型への発展を支援する。 (三) 中小服装服飾企業が多様な形で国内外の大手企業との補助的協力関係を発展させ、大手企業、大手集団と専門的分業、優位性相互補完の産業群、企業群を形成することを奨励する。 (四) 市の推薦により中国有名ブランド企業と評定された企業に対して、政府は政策において、企業ごとに考慮する方法で重点をおいて支援する。 (五) 市の重点をおいて支援する範囲に組込まれた服装服飾企業に対して、本市の主要デパートにおける売り場と面積を調整し、服装服飾企業が広東フェア、大連国際ファッション祭など影響力の大きな展示会に参加することを支援し、補助金を与える。 (六) 国内外の有名な服装服飾ブランドと大手企業が当市で本社、地域本部、研究開発センター、購買センター、マーケティングセンター、決済センターを設立し、工場建設に投資することを奨励する。本社関連及び工場用地の場合、政府が優先的に供与し、優遇政策で支援する。研究開発センターなどは市政府の関連規定により補助金を享受できる。 |
| 集積回路設計産業の内資・外資企業は本政策が適用される。 | 電子情報産業の内資・外資企業は本政策が適用される。 | 服装製造業の内資・外資企業は本政策が適用される。 |

大連市における産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

| 7 アパレル | 8 科学技術仲介サービス | 9 老人福祉・介護 |
|---|---|---|
| 「大連市服装産業発展特定資金管理暫定方法」 | 「大連市科技仲介サービス発展促進条例の実施細則」 | 「大連市人民政府の養老サービス業発展の加速に関する意見」 |
| 申請機構 企業所在区市県の経済貿易主管部門 その他主管部門 大連市経済と情報化委員会 大連市財政局 | 申請機構 大連市中小企業処（市経済と情報化委員会傘下） その他主管部門 大連市経済と情報化委員会 大連市財政局 | 申請機構 企業所在区市県政府の民政部門（国内資本） 遼寧省人民政府民政部門（外資系） その他主管部門 企業所在地の主管税務機関 |
| 資金的支援の方式 特定資金は専用補助と経費補助の形を取る。 資金的支援の範囲 （一）企業は販売を拡大するために、国内外で販売ネットワークの設立に投資する場合、実費により20%を超えない補助金を与える。 （二）服装企業が支払ったブランド服装広告費、ブランディング宣伝費に対して、20%を超えない補助金を与える。 （三）大連市の組織的な国内外服装展示会に参加するために支払ったブース代などに対して、50%を超えない補助金を与える。 （四）企業が30万元以上投資して、また市場前途が明るい新製品の研究開発、設計項目では、研究開発費用に対して10%を超えない補助金を与える。 | 資金的支援の範囲 科技仲介機構は科技コンサルティングと情報サービス、技術交易、科技企業インキュベーション、生産力の促進、技術移転と普及、専門技術訓練、農業技術普及、創業投融资サービス、知的所有権サービス及び科技類業界又は専門協会などの機構を指す。 資金的支援の方式 大連市は科技発展仲介サービス特定資金を設立し、下記の項目を支援する。 （一）無償支援。ハイテク産業、社会公益事業のためにサービスを供与する科技仲介項目に一定の無償援助を与える。 （二）奨励。科技仲介サービスにおいて顕著な貢献をした機構及び個人を奨励する。 | （一）民間資本で設立する非営利性養老サービス機構の新規増加ベッド数に対する補助金基準を高める。中山区、西崗区、沙河口区、甘井子区とハイテクパークの新設養老機構の1床当り5000元支援し、養老機構の改造拡大の際1床当り4000元支援し、その他区市県新設養老機構の1床当り4000元支援し、養老機構の改造拡大の際に1床当り3000元を支援する。 （二）民間資本及び外国資本により建設された営利性養老サービス機構に対して、土地の供与を優先的に保障し、工業用地と基本的に同じ価格とする。 （三）老人ホーム類の養老サービス機構の養老サービスに対して営業税を免除する。企業は福利性、非営利性養老サービス機構と在宅養老サービスセンターへの寄付支出について、年間利益総額の12%以内にある部分に対して、納税所得額を計算する時に差引くことを認める。 （四）金融部門が養老サービス機構及びその建設項目への与信貸付投入を増加し、適切に貸付条件を緩和し、また優遇利率を適用する。 （五）養老看護用品の開発と生産企業に対し、企業登記登録料金徴収及び納税において一定の優遇を与える。 |
| 服装製造業の内資・外資企業は本政策が適用される。 | 内資・外資科技仲介機構は本政策が適用される。 | 養老サービス業の内資・外資企業は本政策が適用される。 |

大連市における産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

| 10 環境保護 | 11 R&D | 12 R&D |
|---|--|--|
| 「大連市工業サイクル経済発展推進特定資金管理暫定方法」 | 「大連市人民政府の自主創出能力向上に関する諸規定の発布についての通知」 | 「大連市工業企業技術創出と新製品開発特定資金管理方法」 |
| 申請機構 企業所在区市县経信局（経発局） その他主管部門 大連市財政局 大連市経済と情報化委員会 | 申請機構 大連市経済と情報化委員会 その他主管部門 大連市財政局 企業所在地の主管税務機関 | 申請機構 大連市経済と情報化委員会 その他主管部門 大連市財政局 |
| 資金的支援の重点 (一) 省エネ消費低減、清潔生産関係。 (二) 環境保護産業関係。 (三) 資源総合利用関係。 (四) 新エネルギーと再生可能エネルギーの開発利用関係。 (五) 契約によるエネルギー管理、自発的省エネ協議関係。 (六) 国家、省政府の支援を得て、地方の補助を必要とする項目。 資金的支援の限度 (一) 企業が省エネ、節水、原料節約、清潔生産、環境保護、資源総合利用及び新エネルギーと再生可能エネルギーの開発利用に関する新技術、新製品の研究開発、推進と技術改造項目に対して、実際投資総額に基づき、6%を超えない専用補助金を与える。重点となる項目や重大なモデル項目は実際出資額の10%を超えない専用補助金を与える。 (二) 企業は契約エネルギー管理方式で推進する関連項目について、その項目が設計能力に達成してから2年間の実際の省エネ効果により補助金を与える。補助資金は項目固定資産投資総額の15%を超えないものとする。 | (一) 企業が当年度の技術開発費用実費の150%の当年度の納税所得額を相殺することを認める。企業が計上した従業員教育経費は納税計算対象となる給料総額の2.5%以内である場合、企業所得税の納税前に控除できる。 (二) 企業が国家、省、市級技術センターに認定される場合、多国籍企業と国内の有名な会社が単独で又は当市の関連機構と共同で当市に研究開発センター、研究開発本社を設立する場合、認定後、「市創出特定資金」から一定の支援を与える。 (三) 非ハイテク企業が生産したハイテク製品とハイテク改造を利用した項目は生産開始日より5年以内に、国家級重点新製品計画に収められた製品は製品の発売日から3年以内に、大連市重点新製品計画に収められる製品は製品の発売日から2年以内に、また中間テスト・工業性テスト段階にあるハイテク製品に対して、認定後、市と区市县2級の財政から特定資金を利用して支援する。 (四) 「市創出特定資金」では市科技型中小企業技術創出資金を設立し、科技型中小企業の自主創出を推進する。 (五) 当市の重点工事項目建設に重大な技術と重大な装備を導入することに対して、外資系企業が当市の企業と協力して設計・製造を行い、共同入札することを奨励する。 | 資金的支援の重点 (一) 新エネルギー装備、海洋工程とハイテク船舶、先進装備の製造、省エネと新エネルギー自動車、情報通信製品、三網融合、新材料及び生物、半導体、省エネ・環境保護などの十大新興産業における重大な役割を果たす製品研究製造及び技術開発項目に重点をおいて支援する。 (二) 国家重点工事を頼りとして、先進で重大な技術装備及びその他補助的製品とコア部品を研究開発して製造する項目に重点をおいて支援する。 (三) 技術力が高く、市場の容量が多く、産業のバリューチェーンが長く、先導の役割が顕著な新製品開発項目や独自な知的所有権を持つ新製品開発項目を支援する。 (四) 省エネ・排出低減技術などを利用する先進の適用技術を利用して、従来産業のグレードアップのために共同技術、重要技術、プラント設備と補助的製品を研究開発することを支援する。 (注：前政策は制定時期が古く、一部内容がすでに現在の産業発展に適さないため、当該資金の重点となる支援方向及び関連規定については、当年度大連市経済と情報化委員会が対外に公表している組織申告通知を参照。) |
| 内資・外資の工業企業は本政策が適用される。 | 内資・外資の工業企業は本政策が適用される。 | 内資・外資の工業企業は本政策が適用される。 |

大連市における産業別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成
2012年4月

| 13 | 14 | 15 | 16 |
|---|--|---|--|
| R&D | R&D・中小企業支援 | R&D・中小企業支援 | 中小企業支援 |
| 「大連市の科技研究開発機構の来連設立を奨励する規定」 | 「大連市科技型中小企業技術創出資金管理暫定方法」 | 「大連市民営企業と中小企業発展特定資金管理暫定方法」 | 「大連市中小企業創業発展与信借入リスク補償特定資金管理の暫定方法」 |
| <p>申請機構 大連市経済と情報化委員会 大連市科学技術局 その他主管部門 企業所在地の工商行政管理部門 企業所在地の直属税関</p> | <p>申請機構 企業所属区市県科技管理部門 その他主管部門 大連市財政局 大連市経済と情報化委員会</p> | <p>申請機構 大連市経済と情報化委員会 その他主管部門 大連市財政局 企業所在区市県の経信部門</p> | <p>申請機構 企業所在区市県中小企業担当部門 その他主管部門 大連市経済と情報化委員会 大連市財政局</p> |
| <p>(一) 大連で新設の研究開発機構が申告する科技研究開発項目に対して、科技特定資金から相応する支援を与える。 (二) 研究開発機構が輸入した設備、部品、サンプルなどについて、事前に検疫手続きを完了し、事前に通関手続きを完了し、実物を通行させる方式で優先して検査検疫、通関をさせる。 (三) 研究開発機構が特許を申請する場合、規定により国家、省、市の関連支援政策を享受することができる。知的所有権の業務において顕著な貢献をした研究開発機構及び個人に適切な奨励金を与える。 (四) 外資系研究開発機構が本市所属の科研機構、高等学校及び企業と多様な形式により提携することを奨励し、その実験室、試験基地は社会向けに開放し、有料サービスを提供することができる。 (五) 研究開発機構が取得する発明、発見及びその他科技成果は、関連部門が組織する各種表彰の審査及び評定に参加することができる。</p> | <p>資金的支援の方式 (一) 無償支援 (1) 一般的創出項目：主に技術創出製品が研究、開発及び中間テストの段階に必要な補助とする。 (2) 初期創業期間の小企業創出項目：主に創業初期で、創出の度合いも技術レベルも高く、市場の前景が明るい、企業の資金が比較的少ない小企業の技術創出項目に利用する。 (3) 年度計画により、市の創出資金で支援する必要のあるその他項目又は地方が補助する必要のある、すでに国家創出基金を取得した項目。 (二) 借入金金利補助 主に製品に一定の創出性があり、中間テスト又は規模を拡大し、大量生産を行う必要があり、銀行が貸出金を貸付けた又は貸付け意向がある項目に利用する。</p> | <p>資金的支援の範囲 発展特定資金は技術改造項目の補助資金、ハイテク項目の補助資金、信用担保奨励資金、ブランド製品有名(著名)商標奨励資金、仲介機構サービス補助資金、上級特定補助資金と業務経費などを含む。 資金的支援の方式 (一) 企業の技術改造項目に対して、投資額の6%の一括補助金を与える。 (二) 企業のハイテク項目に対して、投資額の6%の一括補助金を与える。 (三) 国家中小企業発展特定資金が支援する項目について、一定の比例により補助的資金を与える。</p> | <p>リスク補償特定資金は下記の項目を重点をおいて支援する。 (一) 当市の産業配置と発展方向に適する項目。 (二) ハイテクを採用し、独自の所有権を持つ項目。 (三) 輸入を代替し、国内になかったものに関する項目。 (四) 当市大中型支柱企業のために補助的サービスを供与する項目。 (五) 製品を大量に輸出して外貨を取得する項目。 (六) 大量に従業員の就職を受け入れる項目。 (七) 経済利益が比較的良く、中長期発展前景のある項目。 (八) 国家、省級ブランド製品、有名(著名)商標と評定された項目。 (九) 大量の農家の発展を先導できるトップ企業項目。 (十) ハイテク又は知的所有権を利用した創業項目。 (十一) 海外から成績を上げた帰国者の創業プロジェクト。</p> |
| <p>内資・外資の科技研究開発機構企業は本政策が適用される。</p> | <p>内資・外資の科技型中小企業は本政策が適用される。</p> | <p>中小型内資・外資企業は本政策が適用される。</p> | <p>内資・外資企業は本政策が適用される。</p> |